

【2】■■支所からの回答

11月29日にこの点につき■■地域振興課長と■■氏より口頭で回答がありました。
12月4日には「■■支所地域振興課名」の次のような文書回答を受け取っています。
(※③)

①について

- ・「予定できない突発的業務」に該当し仕様書の業務内容に含まれる。
- ・「予定できない突発的業務」に該当するから適用除外許可の要件「夜間に連続して4時間以上の睡眠を確保すること」に反せず基準法に反しない。

②について：①と同様。

③について：検討する。

【3】■■支所の回答の考察

「契約内容は法律・公序良俗に反する部分は無効である」ことに争いはありません。
そのため「それが契約内容（仕様書内容）に含まれるから違法ではない」という論法は通用しません。

しかし、本件の場合には「仕様書に記載されているその業務が違法かどうか」を問題にするまでもなく、「その業務自体が仕様書に記載されていない」のです。

- 支所の言う「予定できない突発的業務」が仕様書に記載されていないのです。
- 支所は仕様書に記載されていない業務を「仕様書の業務内容に含まれる」と言っていることとなります。

その点を説明します。

①■■事業所関係についての仕様書の記載（※④）

- ・受付等業務詳細 / 仕様書5業務内容(2) / 5.水道施設の故障及び漏水対応

「水道施設（浄水場等）の故障時には、音声アナウンスによる連絡があるため、上下水道事業局■■事業所職員へ連絡を行う。
市民から水道管の破裂、漏水等の連絡がある場合も同様に連絡する。」
(参考：R5年度実績101件)

- ・これは障害自動電話対応のことで
「作業立会職員の深夜出入り」についての記載ではありません。

②突発的業務についての仕様書の記載（※④）

- ・警備業務詳細 / 仕様書 5 業務内容（1）「非常事態時の対処」（要旨）
- ・火災等の非常事態の発見・通報受理の場合の初期消火・関係機関等への連絡、
- ・消防本部から■■支所管内での火災発生の連絡があった場合の担当職員への連絡。
- ・台風接近時の窓、ドアの施錠確認、台風通過時の被害状況の確認。
- ・地震発生時の来庁者の避難誘導、施設の被害状況の確認。

ここに「■■事業所の作業立会職員の深夜出入り」や「支所職員の深夜残留」を含めるのは無理があるでしょう。

そもそも、「予定できない突発的事態」とは「警備員が対処しなければ仕方のない緊急の場合」です。

■■事業所の作業立会職員の深夜出入りも職員の深夜残留による退出も「警備員が対処しなければ仕方のない緊急の場合」ではありません。

彼らに警備室側出入口の鍵を貸し出して各自が出入り退出すれば済むことです。

以上のように■■事業所職員の深夜立入や■■庁舎職員の深夜残留に対して警備員が対応することは「そもそも契約内容に含まれていない業務」となり、問題は「その業務が契約内容に含まれているかどうか」になります。

■■支所が「（これら業務は）仕様書の範囲内であり業務内容として問題ない」とするのは仕様書のどの部分の記載を指しているのでしょうか？

また「予定できない突発的業務」というものが仕様書のどの部分に記載されているのでしょうか？

このような根拠不明の回答で契約内容を変更し、警備員の業務を加重して違法労働をさせるのは「パワハラ」を通り越して公務員職権乱用罪の適用も問題になるのではないのでしょうか？

【4】 ■■事業所の対応

○以前の状況（※⑤）

- ・2024.5.1より当方が警備業務を開始
- ・仕様書の内容、当方の勤務状況、実地調査を経て2024.5.22に適用除外許可が下りる。
- ・労働者1名につき前年度実績を参考に実労働時間数を計算し2024.7.10減額特例許可。

- ・9月くらいから「金曜夜～土曜早朝」に■■事業所の外部作業・工事が入り、それに立ち会った■■事業所職員1名が庁舎に出入りするようになる。
- ・職員はインターフォンで仮眠中の警備員を呼び警備員が出入口を開錠する。その職員は庁舎内で残務を処理し退出。再び警備員が出入口を開錠・施錠する。

9月14日（土）3：00～3：35

9月28日（土）0：35～0：55

10月5日（土）23：30～23：35

10月12日（土）3：00～3：35

11月17日（日）1：00～1：30

11月23日（土）2：28～4：00

（記録にあるものだけ）

※これを見ても「定期的な工事で突発的緊急的なものでない」ことが分かる。

11月29日の■■課長の口頭回答より後は金曜・土曜深夜の出入りなし。
作業は深夜ではなく土曜の朝からやっているようだ。

なお、■■事業所の深夜の障害自動電話の状況は

- ・10月18日～19日：22：52, 23：45, 0：20, 2：05, 2：08, 2：29, 4：00
※内容同じ「■■地域で故障」。
 - ・10月19日～20日：23：20, 23：25, 2：00, 2：20 ※内容は同じ
 - ・10月25日：1：55, 2：26 ※内容同じ
 - ・11月22日：1：30, 5：22 ※内容同じ
 - ・11月23日：1：55, 2：28, 2：31, 2：36, 2：41 ※内容同じ
- （記録にあるものだけ）

これも、11月29日の■■課長の口頭回答より後はピタリと鳴らなくなった。

これについては当方の要望通り「深夜については■■支所への自動電話を止めた」のか「実際に障害が生じない」のか不明。

○■■事業所の態度（※⑥）

11月22日■■事業所の■■所長に
2024.11.18付「職員の深夜残留・出入りについての善処依頼」（※②）について、
口頭で回答を求めた。

■■所長は

「その件については支所からチラッと聞いたが、
■■事業所は警備業者と契約関係にないので契約内容が分からない（関係ない）。
■■事業所は■■支所に間借りしている店子だから、
■■事業所の作業立会職員の深夜出入りや出入口鍵の貸し出しについては大家さんである■■支所と話し合ってもらいたい。」

【5】津労働基準監督署の意見

本件の断続的労働の適用除外許可と減額特例許可を審査した■■監督官の意見

- ・監督署は裁判所ではないから契約内容については判断しない。
- ・■■事業所職員の出入りが適用除外許可の要件に反するかどうか判断しない。
- ・言えることは「私が適用除外許可を与えた業務が変更されて労働者の負担が増えれば（労働者の不利になれば）違法労働になる」ということだけ。
- ・適用除外許可を審査するときに参考にした仕様書等の資料には「■■事業所職員の深夜出入りや■■庁舎職員の深夜残留」については業務に入っていなかったため、その業務は今回の適用除外許可に含まれてはいない。
そのため、その業務を労働者に行わせることは違法労働になる。
労働者の業務としてはきっぱりと断って欲しい。
- ・この点につき監督署は関わらないので■■庁舎と契約内容を検討してお互いで解決して欲しい。

【6】要望

以上のように「■■事業所作業立会職員の深夜出入り、■■庁舎職員の深夜残留による警備員の対応」について、

- ・■■支所は「契約（仕様書）に含まれる業務なので職員へのカギ貸し出しはしない。」
- ・■■事業所は「店子であるから関係ない。大家さんである支所と相談してくれ。」
- ・監督署は「その業務が違法労働に該当かどうかについては判断しないが、その業務は今回の許可内容に含まれていないので、それをさせれば基準法違反になる。」

■■支所と■■事業所は対応してくれず、それを労働者にさせれば違法労働になる。
こんな状況になっています。

現在、■■事業所作業立会職員の深夜出入り、支所職員の深夜残留はなくなっていますが、「今までのものが予定しない突発的なものであった」と言い逃れするためのものとも考えられます。

■■支所が「これら業務を仕様書に含まれる業務」と考えている以上、
これから先に同様の問題が生じます。

本件は「契約内容に含まれる業務が違法かどうか」の問題ではなく「その業務が契約内容に含まれるかどうか」の問題です。

契約内容の解釈の違いなので「契約を担当する調達契約課」に調整をお願いする次第です。

当方の周りでは次のような意見もあります。

「問題となっている業務を含めてもう一度許可申請すればよい。

そうすれば、その業務が夜間の4時間睡眠確保の要件に反するかどうかを監督署に判断させことができる。

ついでに、精神的負担の大きい戸籍受理手続きや火葬許可書の発行、道路障害情報対応についても業務内容を細かく説明して断続的労働の業務として認められるかどうかを監督署に判断させればよい。」

確かに、再度の許可申請をすれば「及び腰の監督署」に喝を入れることができます。

その結果を公表することで当方 HP 記事の「間違いだらけの警備員宿直業務」（※⑦）
について世間の注目を集めることもできます。

それを機に「警備員の宿直業務」についての違法労働問題が一気に解決されるかもしれません。

しかし、今回の事案については「契約内容に含まれるかどうかの問題」で調達契約課の調整で簡単に解決できるものと考えています。

そのため、今のところ「新たな許可申請」は予定していません。

なお、「■■事業所職員の深夜出入りや■■支所職員の深夜残留」は全て当方の勤務中に生じたものであり、当方の雇用する労働者の勤務中に生じたものではありません。
そのため、現在まで「取得した許可内容を超える業務」を労働者に行わせたことはなく違法労働は生じていないことを付記しておきます。

以上のにつき一度面談をお願いしたいと思っています。

現在、労働者を休ませていますので当方が業務を全て行っています。

平日の10時～14時なら可能なので調整願います。

以上

※添付

- ①2024.10.28 付「■■総合支所警備業務内容の現況とその改善指示依頼」
- ②2024.11.18 付「職員の深夜残留・出入りについての善処依頼」
- ③2024.12.4 付「■■庁舎からの回答」
- ④2024 年度仕様書
- ⑤■■事業所職員深夜出入り記録 9 月, 10 月, 11 月
- ⑥2024.11.22～23 の日報
- ⑦当方 HP 記事「間違いだらけの警備員宿直業務」抜粋